

## 令和4年4月から介護職員処遇改善加算ⅣおよびⅤのサービスコードの廃止について

令和4年4月から処遇改善加算ⅣおよびⅤのサービスコードが廃止されました。

それにともない、ⅣおよびⅤを算定されていた事業所様は、令和4年3月以前と4月以降で適用期間の登録を分けてサービス内容を登録お願いいたします。

### 1 適用期間の追加

事業所番号 2222222222  
事業所名称 あんしん相談センター

基本情報  
郵便番号 113 - 0022  
所在地 東京都文京区千駄木  
電話番号 03 - 1111 - 1212  
FAX番号 03 - 1111 - 1213  
自事業所区分 1 自事業所  
事業所区分 1 指定  
事業所種別 2 病院、診療所  
 特別地域  
管理者 千駄木文子

提供サービス  
適用期間 2021.08 - 現在  
適用期間追加 適用期間削除

No.	種類コード	提供中のサービス名
1	11	訪問介護
2	12	訪問入浴介護
3	62	介護予防訪問入浴介護
4	13	訪問看護
5	63	介護予防訪問看護

(QQ004\_001)適用期間追加  
適用開始年月 2021.08 の提供サービス情報を下記の適用開始年月に複写します。  
設定内容は編集画面で再度見直してください。  
適用開始年月は 2021.05 以降 2024.03 までの年月を指定してください。  
適用開始年月 2022 年 4 月  
キャンセル OK

メインメニュー→[各種メンテナンス]→[事業所管理]から事業所情報詳細ページを開きます。

①[適用期間追加]ボタンを押します。

②「2022」年「4」月にします。

③[OK]ボタンを押します。

提供サービス  
適用期間 2022.04 - 現在  
適用期間追加 適用期間削除

No.	種類コード	提供中のサービス名
-----	-------	-----------

適用期間に「2022.04」が追加されます。

## 2 サービス内容の編集

該当のサービス内容を編集します。(例：訪問介護)

定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない
特定事業所加算 (V以外)	1 なし
特定事業所加算V	2 あり
共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	2 あり
共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	1 非該当
中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	1 非該当
認知症専門ケア加算	1 なし
介護職員処遇改善加算	3 加算IV (~2022.03)
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし

割引率  %

閉じる 登録

令和4年3月まで介護職員処遇改善加算IVを算定していたので、「▼」を押して変更します。

定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない
特定事業所加算 (V以外)	1 なし
特定事業所加算V	2 あり
共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	2 あり
共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	1 非該当
中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	1 非該当
認知症専門ケア加算	1 なし
介護職員処遇改善加算	1 なし
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし

割引率  %

閉じる 登録

令和4年4月以降の加算の内容に変更し、[登録]ボタンを押します。

上記操作で、令和4年3月までと4月以降の介護職員処遇改善加算の切り分けが完了です。